

議第49号

高島市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和3年6月1日

高島市長 福井正明

高島市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

高島市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例（平成26年高島市条例第41号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5章 事業所内保育事業（第42条—第48条）」を「第5章 事業所内保育事業（第42条—第48条）第6章 雑則（第49条）」に改める。

第6条第1項本文中「第3号」を「以下この条」に改め、同項第3号中「この号」の次に「および第4項第1号」を加え、同条第5項中「、次に掲げるもの」を「次に掲げるもの」に、「連携協力を行う者」を「連携協力を行う施設」に改める。

本則に次の1章を加える。

第6章 雑則
（電磁的記録）

第49条 家庭的保育事業者等およびその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているまたは想定されているものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第49条の規定は令和3年7月1日から適用する。